

高齢者等住宅改造資金助成制度 (高齢者のお住まいを改造する場合) ご利用の手引き

高齢者が住み慣れたご自宅で出来るだけ長く暮らしていただくために、
お住まいになっている住宅のバリアフリー改造を応援しています。

◆基本的な事項	2
◆助成のタイプ	3~4
◆対象住宅	5
◆改造箇所毎の助成対象工事	6~7
◆申請から助成金交付まで(標準的な流れ)	8
◆申請に必要な書類	9
◆工事完了時に必要な書類	10

宝塚市高齢者等住宅改造資金助成金交付(変更)申請書

令和2年(2020年)4月1日

お問い合わせは：宝塚市高齢福祉課(0797-77-2076)まで

◆ 基本的な事項

- 公営住宅は、助成対象外
原則として、公営住宅は対象となりません。ただし、特別型の場合は、一定の条件を満たし、事業主体の承認（許可）があれば、対象となることもありますのでご相談ください。
- 賃貸住宅は、貸主の承諾が必要
賃貸住宅の場合は、貸主の承諾が必要です。原状回復工事は、助成対象となりません。
- 老朽化による取替、修繕、美装等の工事は、対象外
老朽化による取替工事や、単なる修繕工事または美装等を行う工事は助成対象になりません。
- 現在、生活されている住宅の改造であること
対象者が、現在生活されている既存の住宅の改造であることが必要です。
- 一世帯で一度限りの助成
一世帯に一度しか利用できません。（以前に利用した世帯は、利用できません。）
- 所得制限があります
利用には、所得制限があります。世帯で一番所得が多い方の前年分所得金額（申請が1月から6月までの場合は、前々年所得金額）が600万円を超えると、その世帯は対象になりません。
注：「所得金額」とは、納税証明書の所得金額をいいます。ただし、所得税法上の譲渡所得、一時所得、雑所得、退職所得及び山林所得を含みません。
- 着工前に助成申請
必ず着工（工事契約）前に申請が必要です。計画段階で早めにご相談ください。助成決定の前に工事契約をすると、本助成を受けることができません。
- 予算の範囲内での助成
助成は当該年度（4月から翌年3月まで）の予算額の範囲内で助成します。（一般型は、予算が無くなるか又は12月末で申請の受付を終了します。）
- 年度内に工事完了
年度内に工事を完了し、助成金請求手続きを済ませてください。（工事完了届を3月中旬までに提出してください。）
- ご相談は、地域の包括支援センターへ
本制度のご相談は、お住まいの地域の包括支援センターに所属する「住まいの改良相談員」にお問い合わせください。

相談窓口	担当地区
小林地域包括支援センター (0797) 74-3863	仁川、未成、高司、良元、光明小学校校区
逆瀬川地域包括支援センター (0797) 76-2830	未広（一部）、宝塚第一、西山、逆瀬台小学校区
御殿山地域包括支援センター (0797) 83-1336	宝塚、すみれが丘、売布（一部）、美座（一部）小学校区
小浜地域包括支援センター (0797) 86-3707	小浜、美座（一部）、安倉、安倉北（一部）小学校区
長尾地域包括支援センター (0797) 80-2941	長尾（一部）、長尾南、売布（一部）、安倉北（一部）、丸橋小学校区
花屋敷地域包括支援センター (072) 740-3555	長尾（一部）山手台、長尾台、中山五月台、中山桜台小学校区
西谷地域包括支援センター (0797) 83-5080	西谷小学校校区

◆助成のタイプ

○ 一般型															
対象者	65歳以上の高齢者のいる世帯 (原則として公営住宅に居住する世帯を除く。)														
助成対象工事	6～7ページの「◆改造箇所毎の助成対象工事」など														
助成要件	①「◆改造箇所毎の助成対象工事」に定める改造箇所6箇所のうち2箇所以上の手すりの設置または屋内段差解消 ②昭和56年5月以前に着工された戸建て住宅(枠組工法等は除く。)は、耐震診断の実施														
助成対象工事限度額 (工事額)	1世帯について100万円 (工事箇所毎の限度額は、次のとおり) 浴室・洗面所 40万円 便所 30万円 玄関 20万円 廊下・階段 10万円 居室 10万円 台所 10万円														
助成額	次の表のとおり、助成対象工事費に応じて助成します。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>助成対象工事費</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75,000円以上150,000円未満</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>150,000円以上300,000円未満</td> <td>75,000円</td> </tr> <tr> <td>300,000円以上600,000円未満</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>600,000円以上900,000円未満</td> <td>250,000円</td> </tr> <tr> <td>900,000円以上</td> <td>300,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※助成対象工事費75,000円未満は助成対象外</p>	助成対象工事費	助成額	75,000円以上150,000円未満	40,000円	150,000円以上300,000円未満	75,000円	300,000円以上600,000円未満	150,000円	600,000円以上900,000円未満	250,000円	900,000円以上	300,000円		
助成対象工事費	助成額														
75,000円以上150,000円未満	40,000円														
150,000円以上300,000円未満	75,000円														
300,000円以上600,000円未満	150,000円														
600,000円以上900,000円未満	250,000円														
900,000円以上	300,000円														
○ 特別型															
	(介護保険の住宅改修をはじめて行う際に、一体的に申請してください。)														
対象者	介護保険の要介護・要支援認定を受けた者で生涯に渡り自宅での生活を希望する者のいる世帯(原則として公営住宅に居住する世帯を除く。)														
助成対象工事	住まいの改良相談員が現地確認の上、対象者の身体状況や家屋の状況、生活状況から必要と認める範囲														
助成要件	○住まいの改良相談員の承認 ○介護保険の住宅改修と一体的に工事を実施 ○原則として、助成対象工事額が20万円以上 ○介護保険対象工事種目を優先 ○昭和56年5月以前に着工された戸建て住宅(枠組工法等は除く。)は、耐震診断の実施														
助成対象工事限度額 (工事額)	1世帯について80万円 (介護保険の住宅改修費限度額と合わせて100万円) ※工事箇所ごとの助成対象工事費限度額はありません。														
助成率	次の世帯の課税区分に応じて、助成対象工事費の1/3から3/3 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>課税区分</th> <th>助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>3/3</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>9/10</td> </tr> <tr> <td>市民税均等割課税世帯</td> <td>9/10</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割課税世帯</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>所得税額7万円以下の世帯</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>所得税額7万円を超える世帯</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：「助成率」については、1月から6月までに申請書を受理した場合は前々年度分、7月から12月までに申請書を受理した場合は前年度分の課税額による。</p>	課税区分	助成率	生活保護世帯	3/3	市民税非課税世帯	9/10	市民税均等割課税世帯	9/10	市民税所得割課税世帯	2/3	所得税額7万円以下の世帯	1/2	所得税額7万円を超える世帯	1/3
課税区分	助成率														
生活保護世帯	3/3														
市民税非課税世帯	9/10														
市民税均等割課税世帯	9/10														
市民税所得割課税世帯	2/3														
所得税額7万円以下の世帯	1/2														
所得税額7万円を超える世帯	1/3														

○ **増改築併用型**

(高齢者と同居などをするために行う増改築工事に対して、一般型若しくは特別型と併せて助成を行う)

対象者	一般型若しくは特別型の対象世帯及びこれらの者と同居しようとする世帯(公営住宅に居住する世帯を除く。)
助成対象工事	一般型若しくは特別型で増改築を伴うもの。
助成要件	一般型若しくは特別型のそれぞれの要件を満たすこと
対象限度額 (工事額)	増改築工事150万円＋一般型改造工事100万円又は特別型改造工事80万円 ※詳細は、次の「増改築に係る助成対象工事」を参照のこと
助成率	増改築工事1/3＋一般型若しくは特別型の助成率

増改築に係る助成対象工事

改造箇所	助成対象工事	助成対象限度額	
玄関	高齢者等のために行う対象部位の増改築に係る工事	150,000円/㎡×A ※Aは、増改築部分面積	1,500,000円
寝室	高齢者等のために行う対象部位の増改築に係る工事		
浴室	高齢者等のために行う対象部位の増改築に係る工事		
便所	高齢者等のために行う対象部位の増改築に係る工事		
高齢者等のために行う寝室などへのミニキッチンの取り付けにかかる工事		300,000円	

- 建築確認について：床面積10㎡以上の増築工事を行う場合は建築確認が必要です。また、階段昇降機等を設置する場合は、建築設備の確認が必要な場合があります。なお、建築確認申請の必要でない増改築であっても、建築基準法等の法律を遵守する必要があります。

◆対象住宅

- 現在助成対象者が居住している住宅を対象とします。また、住宅の建て替えや、新築・中古の住宅を購入される場合は対象となりません。
- 介護保険で認められている転居による住宅改修再利用は、本制度では適用されません。（世帯で一度限りの制度です。）
- 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（マンションや長屋住宅の集合住宅を除く。）にお住いの世帯は、耐震診断を実施する必要があります。完了届出時に耐震診断報告書（写し）を提出してください。

耐震診断が不要な住宅

次に該当する戸建住宅は、耐震診断は不要です。

- ・ 昭和56年6月1日以降に建築（着工）された住宅
 - ※ 申請時に、建築（着工）時期の判る書類として、次のいずれかを提出してください。
 - ① 建築確認済証（写し）又は検査済証（写し）
 - ② 建築計画概要書（写し）
 - ③ 登記簿謄本（写し）
 - ④ その他権利書など建築（着工）時期が判る書類（写し）
- ・ 次の工法に該当する住宅
 - ア 枠組壁工法
 - イ 丸太組工法
 - ウ 「建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法
- ・ 過去に耐震診断を行った住宅
 - ※ 申請時に、耐震診断報告書（写し）を提出してください。
- ・ 延べ面積の半分以上が居住以外の用に供されている住宅

- 「宝塚市簡易耐震診断推進事業」の詳細は、市役所2階の建築指導課（0797-77-2082）にお問い合わせください。
- 当制度と併せて「宝塚市簡易耐震診断推進事業」を利用される場合は、次の助成額が加算されます。

簡易耐震診断助成額			
タイプ	課税区分	簡易耐震診断助成額	
		木造	非木造
一般型		1,000円	2,000円
特別型	生活保護世帯	3,150円	6,350円
	市民税非課税世帯	3,000円	6,000円
	市民税均等割課税世帯		
	市民税所得割課税世帯	2,000円	4,000円
	所得税額7万円以下の世帯		
	所得金額7万円を超える世帯	1,000円	2,000円

◆改造箇所毎の助成対象工事

改造
箇所

浴室・洗面所

助成対象工事	標準単価(円)
浴室出入口の段差解消	
(1) 浴室床面のかさ上げ	52,000
(2) すのこの設置	23,000
開口幅(洗面所有効75cm以上、浴室有効65cm以上)の確保のための間仕切り壁改造	88,000
中折り戸・引き戸への取替	90,000
手すりの取付(ユニットバスに改造の場合は2箇所以上必須)	45,000(箇所)
浴室へのシャワー設備新設(給湯器の設置及び配管を含む)(取替は対象外)	250,000
サーモスタット式混合栓、レバー式水栓等への取替	40,000
浴槽の取替(洗い場床から浴槽縁上端までの高さが35~45cm)	88,000
浴槽への介助用電動吊具の取付(移動式を除く)	—
カウンター型洗面台への取替(車いす対応可)	152,000
ドアガラスのプラスチックガラス等への取替	24,000(m ²)
非常用ブザーの取付	38,000
位置表示灯付照明スイッチ又はワイド照明スイッチへの取替	3,000
段差解消のための洗面所の床張替	15,000(m ²)
段差解消のための洗面所の開き戸(バ-ハンドル等が設置されているものに限る)又は引戸取替	30,000

改造
箇所

便所

助成対象工事	標準単価(円)
開口幅(有効75cm以上)の確保するための間仕切り壁改造	75,000
段差解消のための床張替	15,000(m ²)
引き戸への取替	60,000
段差解消のための開き戸(バ-ハンドル等が設置されているものに限る)又は引戸取替	30,000
手すりの取付	34,000
バ-ハンドル錠等への取替	11,000
和便器から洋便器取替・洋便器新設(既設の洋便器の取替は除く)	186,000
人感センサー機能付便器洗浄装置の取付	50,000
暖房便座用電源コンセントの設置	55,000
非常用ブザーの取付	39,000
人感センサー照明スイッチの取替	15,000
位置表示灯付照明スイッチ又はワイド照明スイッチへの取替	3,000
手洗いの人感センサー機能付水洗への取替	50,000

改造
箇所

玄関

助成対象工事	標準単価(円)
開口幅(有効75cm以上)の確保のための間仕切り壁の改造	150,000
上がり框の段差解消のための踏み台の設置	20,000
上がり框の足元灯の設置	44,000

玄関から道路までの通路の段差の解消（スロープ又は階段昇降機の取付）	—
玄関から道路までの通路への足元灯の設置	55,000
手すりの取付（ただし、玄関から道路までの通路に段差等がある場合は通路への手すり設置も必須条件）	23,000
バ -ハンドル錠等への取替	12,000
濡れても滑らない床材への取替	14,000
開き戸の場合のドアクローザーの新設	15,000
人感センサー照明スイッチの取替	15,000
位置表示灯付照明スイッチ又はワイド照明スイッチへの取替	3,000

改造
箇所

廊下・階段

助成対象工事	標準単価(円)
階段部への滑り止めの取付	21,000
階段の蹴込み板の取付	50,000
階段昇降機の取付（1階に高齢者等の居室が作れない等やむを得ない場合に限る。住宅の階段は、避難のため有効幅75cm以上必要）	—
足元灯の設置	44,000
三路スイッチの取付	22,000
人感センサー照明スイッチの取替	15,000
位置表示灯付照明スイッチ又はワイド照明スイッチへの取替	3,000
手すりの取付	15,000(m)
段差解消のための廊下の床の張替	15,000(m ²)

改造
箇所

居室

助成対象工事	標準単価(円)
出入口の段差解消	35,000
段差解消のための床張替	15,000(m ²)
段差解消のための開き戸(バ -ハンドル等が設置されているものに限る)又は引戸取替	30,000
開き戸から引戸又は折り畳み戸への改造	65,000
開口幅（有効75cm以上）の確保のための間仕切り壁の改造	56,000
畳からフローリングへの床の張替	14,000(m ²)
冷暖房用スリーブの設置	11,000
冷暖房用電源コンセントの設置	55,000
位置表示灯付照明スイッチ又はワイド照明スイッチへの取替	3,000

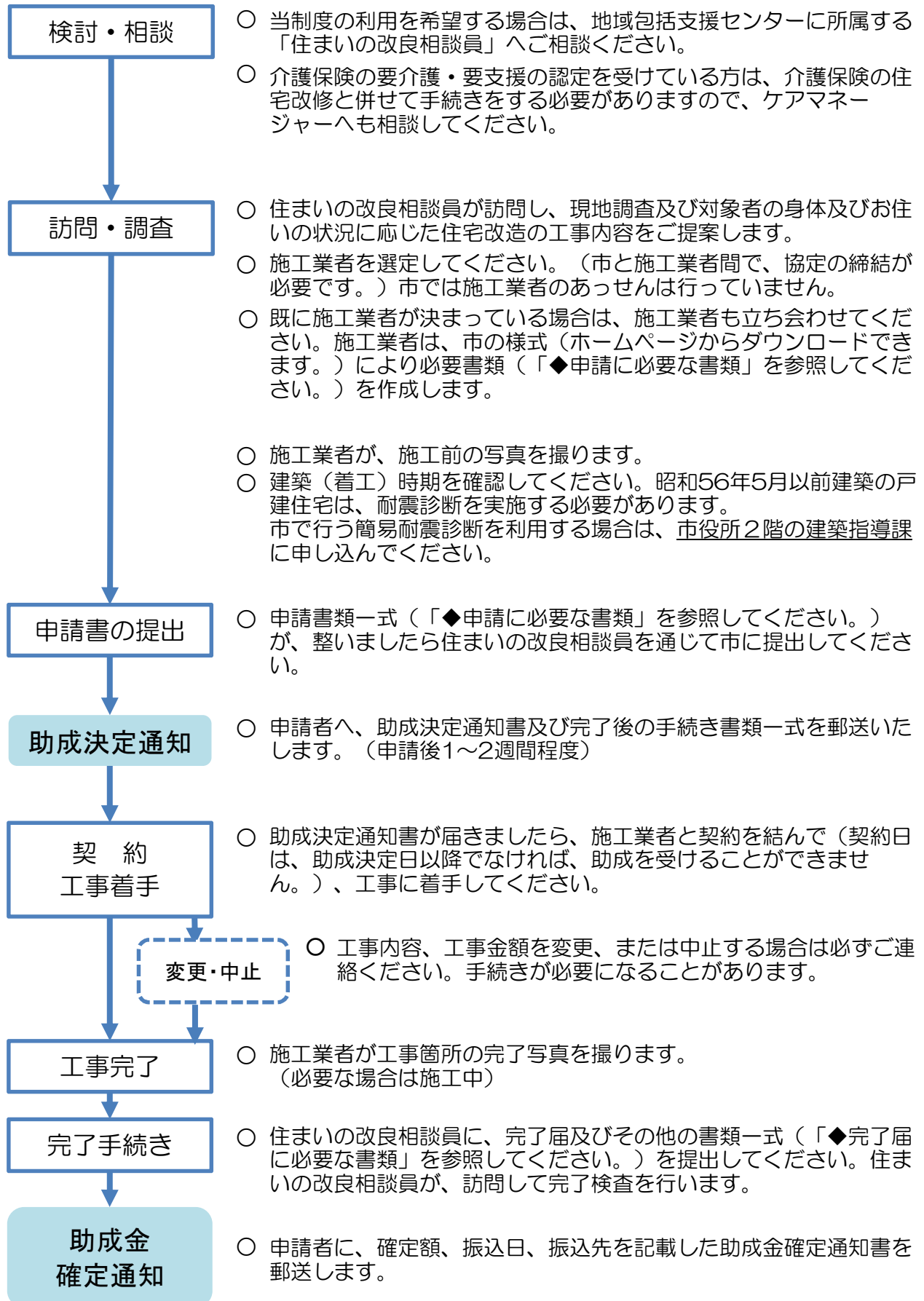
改造
箇所

台所

助成対象工事	標準単価(円)
段差解消のための床張替	15,000(m ²)
段差解消のための開き戸(バ -ハンドル等が設置されているものに限る)又は引戸取替	30,000
流し台の改造(車いす対応)	150,000
レバー水栓への取替(混合栓も可)	35,000
レバーハンドル錠等への取替え	11,000
位置表示灯付照明スイッチ又はワイド照明スイッチへの取替	3,000

※標準単価とは、鉄筋コンクリート造集合住宅における改造工事費の概算額

◆申請から助成金交付まで(標準的な流れ)



◆申請に必要な書類

必ず必要な書類		
書類名	注意事項	作成者
宝塚市高齢者等改造資金 助成金交付（変更）申請書 （市様式）	○ 申請者の印鑑は、申請から完了まで同一の ものを使用してください。	申請者
住宅改造評価兼報告書 （市様式）		住まいの 改良相談員
工事計画書 （市様式）	○ 施工業者の会社印、代表者印を押印してく ださい。 ○ ユニットバスの工事がある場合は、ユニッ トバスが助成対象となるための条件を確認 の上、チェック欄に○印を記載してくださ い。	施工業者
内訳明細総計表 （市様式）		施工業者
内訳明細書 （市様式）	○ 改造箇所毎に、諸経費及び消費税を含めて 金額を計上してください。 ○ 工事毎の番号（①、②など）を改造目的欄 に記載してください。	施工業者
平面図	○ 道路（マンションは各戸の玄関）から改造 箇所に至る経路を明示してください。 ○ 工事毎に番号（①、②等）を付番し、改造 目的及び工事内容を明示してください。	施工業者
施工前の写真（カラー） （工事箇所すべての写真）	○ 浴室、便所などの開口幅を確保する場合 は、施工前の有効幅が判る写真。 ○ 浴槽を交換する場合は、施工前の浴槽の跨 ぎ高さ（エプロンの高さ）が判る写真。	施工業者
状況により必要な書類		
書類名	状 況	作成者
建築（着工）時期の判る 書類	○ 昭和56年6月以降に建築（着工）された戸 建住宅は、次の書類のいずれか。 ① 建築確認済証（写し）又は検査済証（写し） ② 建築計画概要書（写し） ③ 建物の登記簿謄本（写し） ④ その他権利書など建築（着工）時期の判 る書類（写し）	申請者
耐震診断報告書（写し）	○ 過去に耐震診断を行った戸建住宅	耐震診断員
念 書	○ 家屋の所有者が、同居していない親族の場 合	申請者
家屋所有者等工事承諾書	○ 借家又は借地に居住している場合	申請者 賃貸人
確 認 書 （入院中特別申請手続き）	○ 対象者が入院中に申請する場合	申請者 対象者

◆工事完了時に必要な書類

必ず必要な書類		
書類名	注意事項	作成者
工事完了届 (市様式)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住まいの改良相談員の確認印が必要 ○ 申請者の印鑑は、申請書と同一のものを使用してください。 	申請者
請求書・振込依頼書 (市様式)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宝塚市長宛の、助成金請求書 ○ 施工業者に振り込む場合は、申請者及び施工業者双方の承諾 ○ 申請者の印鑑は、申請書と同一のものを使用してください。 	申請者 (工事施工者)
工事契約書(写)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者(対象者)と施工業者で締結した、契約書の写し ○ 契約日は、助成決定日以降のものであること。 	申請者 施工業者
工事費請求書(写)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施工業者から申請者(対象者)への工事費全額の請求書の写し 	施工業者
完了の写真(カラー) (工事箇所すべての写真)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事毎の番号(①、②等)順に整理してください。 ○ 施工前・施工後の写真を対比させてください。 ○ 浴室、便所などの開口幅を確保した場合は、施工後の有効幅が判る写真。 ○ 浴槽を交換した場合は、施工後の浴槽の跨ぎ高さ(エプロンの高さ)が判る写真。 	施工業者
状況により必要な書類		
書類名	状 況	作成者
簡易耐震診断結果報告書 (表紙の写し)	○ すでに耐震診断を受けた場合	耐震診断員
住改助成金交付申請 取り下げ届	○ 工事を中止する場合	申請者

宝塚市高齢者等住宅改造資金助成金交付(変更)申請書

年 月 日

宝塚市長宛

申請者(生計中心者)

〒 _____

住所 宝塚市 _____

☎ (_____) _____
フリガナ _____

氏名 _____ ㊞ 対象者との続柄 _____

※㊞は、申請から完了まで同一のものをご使用ください。

宝塚市高齢者等住宅改造資金助成事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。
なお、この申請事務に必要な市税に関する賦課徴収資料の調査を承諾します。

対象者	フリガナ			住					
	氏名			所	宝塚市				
	生年月日	年	月	日	性別	男	女	年齢	歳
	介護保険認定状況	<input type="checkbox"/> 自立		<input type="checkbox"/> 要支援 ()		<input type="checkbox"/> 要介護 ()			
希望助成制度	<input type="checkbox"/> 特別型※ <input type="checkbox"/> 一般型 <input type="checkbox"/> 増改築併用型 ※生涯わたって自宅での生活を希望します。								
建物状況	所有形態	<input type="checkbox"/> 持ち家 (所有名義人)		<input type="checkbox"/> 借家		<input type="checkbox"/> その他			
	用途・階数	<input type="checkbox"/> 戸建住宅		<input type="checkbox"/> 集合住宅		<input type="checkbox"/> その他		階建	
	構造	<input type="checkbox"/> 木造		<input type="checkbox"/> 鉄骨造		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造		<input type="checkbox"/> その他	
	建築(着工)時期	年		月	日	※昭和56年6月以降の戸建住宅(集合住宅、その他を除く。)は、建築(着工)時期の判る書類を添付してください。			
	住宅以外の用途	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 (用途 _____)		延べ面積に対する住宅以外の用途に供する面積の割合 _____ %			
	建築工法	<input type="checkbox"/> 枠組壁工法 <input type="checkbox"/> 丸太組工法 <input type="checkbox"/> 建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 不明							
	簡易耐震診断の利用	<input type="checkbox"/> 利用しない (<input type="checkbox"/> 耐震診断済み <input type="checkbox"/> 対象建物でない) <input type="checkbox"/> 簡易耐震診断を利用する ※利用する場合は、工事完了届に耐震診断報告書(写し)を添付してください。							
改造箇所	<input type="checkbox"/> 浴室・洗面所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 廊下・階段 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> その他								
申請理由	・住み慣れた住宅で、安心して自立した生活を送るため。 ・(その他)								
世帯状況	氏名	賦課資料調査承諾印	対象者との続柄	生年月日					
		㊞		年	月	日			
		㊞		年	月	日			
		㊞		年	月	日			
		㊞		年	月	日			